

## 第二編 運営・維持管理編



# 目 次

第1 総 則 .....	1
1 計画概要 .....	1
(1) 事業の概要 .....	1
(2) 事業名 .....	1
(3) 施設規模 .....	1
(4) 業務実施場所 .....	1
(5) 敷地面積 .....	1
(6) 本施設における運営・維持管理業務の内容 .....	2
(7) 立地条件（敷地周辺設備） .....	2
(8) 運営期間 .....	2
2 一般事項 .....	3
(1) 要求水準書の遵守 .....	3
(2) 関係法令等の遵守 .....	3
(3) 組合への報告・協力 .....	3
(4) 関係官庁への報告・届出 .....	3
(5) 一般廃棄物処理計画の遵守 .....	3
(6) 組合の検査 .....	3
(7) 関係官公署の指導等 .....	3
(8) 労働安全衛生・作業環境管理 .....	3
(9) 緊急時対応 .....	4
(10) 急病等への対応 .....	4
(11) 災害発生時の協力 .....	5
(12) 地元雇用 .....	5
(13) 作成書類・提出資料 .....	5
3 運営・維持管理条件 .....	7
(1) 運営・維持管理に関する図書 .....	7
(2) 提案書の変更 .....	7
(3) 要求水準書の記載事項 .....	7
(4) 本施設の引渡し条件 .....	7
第2 全体計画 .....	9
1 汚泥再生処理センター .....	9
(1) し尿等の種類 .....	9
(2) 処理量 .....	9
(3) し尿等の性状 .....	9
2 車両仕様 .....	9
3 公害防止基準 .....	9
4 助燃剤に関する基準 .....	9

5	環境保全対策	9
6	作業環境保全	9
7	基本性能の維持	9
第3	運営・維持管理体制	10
1	業務実施体制	10
2	有資格者の配置	10
3	連絡体制	10
第4	廃棄物（し尿等）の受入業務	11
1	廃棄物（し尿等）の受入業務	11
2	本施設の受付業務	11
	(1) し尿等の受入・計量	11
	(2) 案内・指示	11
	(3) 受付時間	11
第5	運転管理業務	12
1	計画処理量	12
2	年間運転計画	12
3	運転時間	12
4	安定稼働試験	12
5	搬入し尿等の性状分析	12
6	適正処理	13
7	搬出物の保管及び積込	13
8	搬出物の性状分析	13
9	運転計画の作成	13
10	運転管理マニュアルの作成	13
11	運転管理記録の作成	13
第6	維持管理業務	14
1	備品・什器・物品・用役の調達	14
2	備品・什器・物品・用役の管理	14
3	点検・検査計画の作成	14
4	点検・検査の実施	14
5	補修・更新計画の作成	14
6	補修・更新の実施	15
7	精密機能検査	15
8	施設の保全	16
9	利用者・見学者の安全確保	16
10	長寿命化計画の作成及び実施	16
11	改良保全	16
第7	環境管理業務	17
1	環境保全基準	17

2	環境保全計画	17
3	作業環境保全基準	17
4	作業環境保全計画	17
第8	情報管理業務	18
1	運転管理記録報告	18
2	点検・検査報告	18
3	補修・更新報告	18
4	環境保全報告	18
5	作業環境保全報告	18
6	施設情報管理	19
7	その他管理記録報告	19
第9	その他関連業務	20
1	啓発業務の補助	20
2	清掃	20
3	防火管理	20
4	警備・防犯	20
5	来場者対応	20
6	住民対応	20
7	本組合職員向け研修の実施	21
8	既存施設解体撤去工事への協力	21



## 第1 総則

本編に示す内容は、本事業の運営・維持管理業務に適用する。

### 1 計画概要

#### (1)事業概要

本組合は、津山市、鏡野町、美咲町における、し尿や浄化槽汚泥、農業・林業集落排水汚泥（以下「し尿等」という。）について、し尿等の衛生的処理と水環境の保全が図られるよう、し尿処理施設（津山圏域衛生処理センター）の適正な管理・運営に努めている。

現在のし尿処理施設は、昭和58年3月に供用開始し、既に30年以上が経過しており、平成15年度～平成16年度に基幹整備工事を実施したものの、今後、数年後には寿命を迎える機器が増加することが予想されている。また、公共下水道、合併処理浄化槽の普及に伴うし尿処理量の減少と浄化槽汚泥の増加により、浄化槽汚泥の混入割合が増加し、現在の施設での対応が困難になることも予想されている。

このような状況のもと、本事業は、将来的なし尿等の処理量の変化、浄化槽汚泥混入割合の増加に対応した汚泥再生処理センターを整備し、し尿等の処理を安全、安定的かつ効率的に行うことを目的とする。

本施設の整備に際して、市民・町民、建設予定地周辺の地域住民の方々の理解と協力は欠かせず、このため、「悪臭などに配慮した公害のない施設建設を目指す」ことを念頭においている。

なお、本組合においては、本施設から発生する汚泥は助燃剤としての資源化を予定している。また、本施設の使用については事業期間終了後も継続し、竣工から30年以上を予定している。したがって、事業者はこのことを十分に理解し、安定かつ継続した資源化が行われるよう施設の運転管理を行うとともに、本施設の使用期間に渡り、安全かつ経済性の高い運転が可能となる施設整備、維持・補修等を行わなければならない。

#### (2)事業名称

津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター施設建設・運営事業

#### (3)施設規模

計画処理量	170kL/日（ただし、主処理・高度処理等は113kL/日とし、浄化槽汚泥等の一部（57kL/日）は、前凝集分離後、隣接する下水道終末処理場に移送する。）
し尿	29kL/日
浄化槽汚泥	141kL/日（農業・林業集落排水汚泥含む。）

#### (4)業務実施場所

岡山県津山市川崎地内

#### (5)敷地面積

約5,417m<sup>2</sup>

(6)本施設における運営・維持管理業務の内容

搬入し尿等の受付・計量，本施設での処理・下水道移送，資源化物の運搬  
なお，下水道移送料金及び資源化物の処理費は業務範囲に含まない。

(7)立地条件（敷地周辺設備）

第一編 第1 2 (5)に示すとおり。

(8)運営期間

本施設の運営期間（以下，「本業務期間」という。）は，以下に示す20年間とする。

運営開始 平成31年 4月

運営終了 平成51年 3月

電気主任技術者並びに運転訓練等期間を除く。

## 2 一般事項

### (1) 要求水準書の遵守

運営期間中、本事業に関連する「津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター施設建設・運営事業 要求水準書 - 設計・建設編 - 」に示す要求が満たされるように、各事業者間と調整を図り運営・維持管理業務を実施すること。なお、調整にあたっては各事業者間の責任において行うものとする。

### (2) 関係法令等の遵守

運営・維持管理にあたっては、第一編 第1 10 (1)に示す関係法令等を遵守しなければならない。

### (3) 組合への報告・協力

事業者は、施設の本業務に関して、本組合が指示する報告、記録、資料提供には速やかに対応し協力すること。

事業者は、定期的な報告は、「第8 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等は本節の「(9) 緊急時対応」に基づくこと。

### (4) 関係官庁への報告・届出

本組合が、関係官庁へ報告、届出等を必要とする場合、本組合の指示に従って、事業者は必要な資料・書類の速やかな作成・提出をすること。なお、関連する経費はすべて事業者が負担するものとする。

### (5) 一般廃棄物処理計画の遵守

事業者は、本業務期間中、組合構成市町が定める「一般廃棄物処理計画」の内容を遵守すること。

### (6) 組合の検査

運営・維持管理状況については本組合が適宜、立ち入り検査を行う。その場合の検査又は監査に、事業者は全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

### (7) 関係官公署の指導等

事業者は、本業務期間中、関係官公署の指導等に従うこと。なお、法改正に伴い施設の改造が必要な場合、その費用負担は契約書に定める。

### (8) 労働安全衛生・作業環境管理

事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員の安全及び健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。

事業者は、整備した安全衛生管理体制について本組合に報告すること。また、体制を変更した場合は、速やかに本組合に報告すること。

事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。

事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、

保護具，測定器等は定期的に点検し，安全な状態を維持すること。

事業者は，本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め，その励行に努め，作業行動の安全を図ること。

安全作業マニュアルは，施設の作業状況に応じて随時改善し，その周知徹底を図ること。

事業者は，日常点検，定期点検等の実施において，労働安全・衛生上，問題がある場合は，本組合と協議の上，施設の改善を行うこと。

事業者は，労働安全衛生法等関係法令に基づき，従業者に対して健康診断を実施し，その結果及び結果に対する対策について本組合に報告すること。

事業者は，従業者に対して，定期的に安全衛生教育を行うこと。

事業者は，安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については，事前に本組合に連絡し，本組合の参加について協議すること。

事業者は，場内の整理整頓及び清潔の保持に努め，施設の作業環境を常に良好に保つこと。

施設の安全停止については，マニュアル化及び定期的な訓練等を行い迅速な対応に努めること。

#### (9)緊急時対応

事業者は，災害，機器の故障及び停電等の緊急時においては，来場者等を適切に誘導するとともに作業員の避難等人身の安全を最優先するとともに，環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ，二次災害の防止に努めること。

事業者は，緊急時における人身の安全確保，施設の安全停止，施設の復旧，本組合への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し，緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお，事業者は，作成した緊急対応マニュアルについて必要に応じて随時改善していかなければならない。

事業者は，台風・大雨等の警報発令時，火災，事故，作業員の怪我等が発生した場合に備えて，自主防災組織及び警察，消防，本組合等への連絡体制を整備すること。なお，体制を変更した場合は，速やかに本組合に報告すること。

事業者は，緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように，定期的に防災訓練等を行うこと。また，訓練の開催については，事前に本組合に連絡し，本組合の参加について協議すること。

事故が発生した場合，事業者は直ちに事故の発生状況，事故時の運転記録等を本組合に報告すること。報告後，速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し，本組合に提出すること。

#### (10)急病等への対応

事業者は，本施設への搬入者，従事者の急な病気・けが等に対応できるように，簡易な医薬品等を用意するとともに，急病人発生への対応マニュアルを整備すること。

事業者は，整備した対応マニュアルを周知し，十分な対応が実施できる体制を整備すること。

事業者は，AEDを1ヵ所以上設置すること。

(11)災害発生時の協力

震災，風水害その他不測の事態により，計画搬入量を超える多量のし尿等が発生する等の状況に対して，その処理を本組合が実施しようとする場合，事業者はその処理処分に協力すること。

(12)地元雇用

事業者は，施設の運営にあたり，本組合圏域での地元雇用に配慮すること。

(13)作成書類・提出資料

事業者は，各業務を開始する前に，必要な事項を記載した事業計画書を事業開始前に本組合に提出し承諾を受けること。

ア 受入・受付管理業務実施計画書

イ 運転管理業務実施計画書

業務実施体制表

月間運転計画，年間運転計画

運転管理マニュアル

運転管理記録

施設日報・月報・年報 等を含む

ウ 維持管理業務実施計画書

業務実施体制表

調達計画

点検・検査計画

補修・更新計画

維持管理記録

施設保全マニュアル

安全作業マニュアル 等を含む

エ 環境管理業務実施計画書

環境保全基準

環境保全計画

作業環境保全基準

作業環境保全計画

環境管理記録 等を含む

オ 情報管理業務実施計画書

情報管理計画

情報管理記録 等を含む

カ その他関連業務実施計画書

来場者対応要領・体制

住民対応要領・体制

清掃要領・体制

防火管理・防災管理要領・体制

施設警備防犯要領・体制

各種記録 等を含む

キ 運営・維持管理に関するマニュアル類

緊急対応マニュアル

個人情報保護マニュアル 等を含む

### 3 運営・維持管理条件

#### (1)運営・維持管理に関する図書

運営・維持管理は次に基づいて行うこと。

運営・維持管理業務委託契約書

津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター施設建設・運営事業 要求水準書

津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター施設建設・運営事業 提案書

その他本組合が指示するもの

#### (2)提案書の変更

事業者は、提出された運営・維持管理に関する提案書の内容は原則的に変更できない。

ただし、事業期間中に本書と適合しない箇所が発見された場合には、事業者の責任において、本書を満足させる変更をすること。

#### (3)要求水準書の記載事項

##### ア 記載事項の補足等

本書で記載した事項は、基本的内容について定めるものであり、施設の信頼及びサービスの向上につながる提案等を妨げるものではない。よって、本書に明記されていない事項であっても、施設の性能及び機能を発揮するために、当然必要と思われるものについては、すべて事業者の責任において補足・完備させること。

##### イ 参考図書の扱い

本書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものであるので、事業者は「(参考)」と記載されたものについて、事業者の責任により補足・完備させなければならない。

##### ウ 契約金額の変更

前記した(1)、(2)の場合、契約金額の増額等の手続きを行わない。

#### (4)本施設の引渡し条件

事業者は本事業期間終了後において、以下の条件を満たし、本施設を本組合に引き渡すこと。

##### ア 本施設の性能に関する条件

(ア) 本組合が、本事業期間である20年を越えてもなお、本書に記載の業務の実施のために継続してすべての施設を使用することに支障のない状態であること。

(イ) 建物の主要構造部に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化（経年変化によるものを含む）は除く。

(ウ) 内外の仕上げや設備機器等に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化（経年変化によりものを含む）は除く。

(エ) 主要な設備機器等が当初の設計図書に規定されている性能（容量，風量，温湿度，強度等の計測が可能なもの）を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない軽微な性能劣化（経年変化によるものを含む）については除く。

(オ) 引渡しの前に行う検査から、施設の性能が確保されていることを以下に示す方法にて確認し、本組合の承諾を得ること。

- ア) 事業者は、要求水準書 第一編 第1 5に示す内容・方法の試験を実施し、保証値を満たすことを確認すること。
- イ) 事業者は、すべての設備（機械設備，土木・建築設備（要求水準書 第一編 第5の対象設備）を含む。）について以下の確認を行うこと。
  - 内外の外観等の検査（主として目視，打診，レベル測定による検査）
  - 汚損，発錆，破損，亀裂，腐食，変形，ひび割れ，極端な摩耗等がないこと。
  - 浸水，漏水等がないこと。
  - その他，異常がないこと。
- ウ) 内外の機能及び性能上の検査（作動状態の検査を含む）
  - 異常な振動，音，熱伝導等がないこと。
  - 開口部の開閉，可動部分等が正常に動作すること。
  - 各種設備機器が正常に運転され，正常な機能を発揮していること。
  - その他，異常がないこと。

#### イ 運営・維持管理業務の引継ぎに関する条件

- (ア) 本組合が本書に記載のある業務を行うにあたり支障のないよう，本組合へ業務の引継ぎを行うこと。なお，引継ぎ項目は，各施設の取扱説明書（事業期間中の修正・更新内容も含む。），本書及び運営・維持管理業務委託契約書に基づき事業者が作成する図書の内容を含むものとする。
- (イ) 引継ぎに係る運転指導は，本業務期間中に実施することとし，事業者は終了時から逆算して指導を計画すること。
- (ウ) 机上研修，現場研修，実施研修を含めて，運転指導期間は90日とする。
- (エ) 運転指導は，必要な資格を有する者が実施すること。実施に際しては，本組合に指導者の保有資格や業務経歴等を記載した指導者リストを提示し承認を得ること。
- (オ) 運転指導者は，指導期間中の運転管理時間内は施設に常駐すること。

#### ウ その他

- (ア) 本事業終了時における，引渡しの詳細条件は，本組合と事業者の協議により決定する。  
なお，協議は事業が終了する5年前までに実施する。
- (イ) 事業期間終了後における本施設の扱いは，本事業終了5年前までに協議する。

## 第2 全体計画

### 1 汚泥再生処理センター

#### (1)し尿等の種類

し尿

浄化槽汚泥

農業・林業集落排水汚泥

#### (2)処理量

第一編 設計・建設編 第2 1を参照すること。

#### (3)し尿等の性状

第一編 設計・建設編 第2 3を参照すること。

### 2 車両仕様

第一編 設計・建設編 第5 5を参照すること。

### 3 公害防止基準

第一編 設計・建設編 第2 5を参照すること。

### 4 助燃剤に関する基準

資源化方式による助燃剤の含水率は70%以下とする。

### 5 環境保全対策

公害防止関係法令等に適合するとともに、前記した公害防止基準を遵守できるものとする。

特に施設周辺に住居が存在することから、臭気対策、騒音対策には十分に留意すること。

### 6 作業環境保全

本施設の運営・維持管理に関し、作業の安全と作業環境保全を十分留意すること。関係法令、諸規則に準拠して安全衛生設備を完備するほか、換気、騒音防止、必要照度の確保、作業スペースの確保を考慮し、有害ガス対策を完備すること。

### 7 基本性能の維持

本書に示す本施設の基本性能とは、本業務開始時に本施設がその設備によって備え持つ、施設としての機能であり、要求水準書 第一編 設計・建設編 第1 5に示す正式引渡し時において確認される施設の性能である。事業者は、本施設基本性能の維持を前提に本業務を実施すること。

### 第3 運営・維持管理体制

#### 1 業務実施体制

事業者は、運営・維持管理業務の実施にあたり適切な業務実施体制を整備すること。

事業者は、整備した業務実施体制について本組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。

#### 2 有資格者の配置

事業者は、本業務を行うにあたり、以下に示す有資格者を配置すること。

関係法令、関係官庁の指導等を厳守する範囲内において有資格者は兼任することは可能とする。

廃棄物処理施設技術管理者（管理者になるための資格を有していること）は必ず確保すること。

表1 有資格者（参考）

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者	施設の適正な維持管理のために技術標準及び作業標準等を制定し、職員の技術指導を行う。
安全管理者（安全衛生推進員）	機械、設備、作業環境、作業方法などを適正に管理し、職員の安全と衛生を管理する。
危険物取扱主任者（乙第4石油類）	少量危険物取扱所を管理する。
酸素欠乏危険作業主任者	水槽内作業等、酸欠危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する。
防火管理者	施設の防火に関する管理者
クレーン運転士	クレーンの運転
第3種電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
特定化学物質等作業主任者	特定化学物質による汚染から作業員を守るための監督等を行う。

#### 3 連絡体制

事業者は、平常時及び緊急時の連絡体制を整備すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。

## 第4 廃棄物（し尿等）の受入業務

### 1 廃棄物（し尿等）の受入業務

事業者は、本組合を構成する市町から排出されるし尿，浄化槽汚泥，農業・林業集落排水汚泥の受入を行うこと。受入に際しては，関係法令や公害防止条件，さらに本書及び提案書等の内容を遵守すること。

### 2 本施設の受付業務

#### (1)し尿等の受入・計量

事業者はし尿等を搬入する車両を計量装置において記録・確認し，管理を行うこと。

#### (2)案内・指示

事業者は，本施設に搬入されたし尿等が安全に受け入れられるように，必要に応じて受入室内及び施設周辺において搬入車両を案内・指示すること。

必要に応じて誘導員を配置する等，適切な案内・指示を行うこと。

施設外へ渋滞する場合には場外の交通整理を行うこと。

#### (3)受付時間

事業者は，本組合の定める受付時間内に，受入室・計量装置において受付を行うこと。

なお，時間外であっても，時間内に待車した車両及び本組合が関与する緊急かつ一時的な受入については対応すること。

受付時間外についても，本組合が事前に指示する場合は，受付業務を行うこととする。

#### 【し尿等の搬入時間】

平日 午前 8時30分～午後 4時30分

土曜日 午前 8時30分～午前11時30分

休日（日曜日，祝祭日）は搬入しない。

受付時間については，地元協議の結果により変更になる場合がある。

## 第5 運転管理業務

事業者は、本施設を適切に運転し、本施設の基本性能を十分に発揮し、津山圏域のし尿等を安定的に処理するように、運転管理業務を実施すること。また、業務に際しては、関係法令や公害防止条件、さらに本書及び津山圏域衛生処理センター施設建設・運営事業 提案書等の内容を遵守すること。

### 1 計画処理量

第一編 設計・建設編 第2 3で示されたし尿等の性状に対して、受入貯留、前凝集分離処理として170kL/日の処理を可能とすること。なお、主処理・高度処理等については、日平均処理量として113kL/日（24時間・365日稼働）を可能とすること。

既存施設の搬入量・処理量の実績及び将来搬入量の推計結果は、別紙2を参照すること。

### 2 年間運転計画

施設の年間運転日数については、原則として365日とする。

搬入される各年度の計画処理対象物を安全かつ安定的に処理すること。

### 3 運転時間

主要な設備の運転時間は以下のとおりとする。

受入貯留設備	6日/週， 8時間/日（土曜日：3時間/日）
前凝集分離設備	6日/週， 5時間/日 7日/週， 24時間/日（沈降分離方式の場合）
主処理設備	7日/週， 24時間/日
高度処理設備	7日/週， 24時間/日
資源化設備	6日/週， 5時間/日
脱臭設備	7日/週， 24時間/日
下水道移送設備	7日/週， 24時間/日

### 4 安定稼働試験

事業者は、運營業務開始後、速やかに90日以上施設の安定稼働が可能であることを実証する安定稼働試験を実施すること。

安定稼働試験の結果、90日以上施設の安定稼働が実証されなかった場合は、再度の安定稼働試験を安定稼働が実証されるまで実施すること。

事業者は、実証にあたって、安定稼働運転計画を記載して要領書を作成し、本組合の確認を得た後に実施すること。

事業者は、安定稼働運転終了後、安定稼働運転成績書を作成の上、本組合に提出し確認を受けること。

事業者は、施設の運転が、関係法令、公害防止条件等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。

### 5 搬入し尿等の性状分析

事業者は、本施設に搬入されたし尿等の性状、放流水の水質等について、定期的に分分析・管理を行うこと。なお、分析項目、方法、頻度については、「昭和52年11月4日 環整第95号」に示される項目・方法・頻度を満たすものとする。

## 6 適正処理

事業者は、搬入されたし尿等を関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切に処理を行うこと。

事業者は、本施設より排出される処理水等が関係法令、公害防止条件（第一編 設計・建設編 第2 5）等を満たすように適切に処理すること。上記の関係法令、公害防止条件を満たさない場合、事業者は上記の関係法令、公害防止条件を満たすよう必要な処理を行うこと。

## 7 搬出物の保管及び積込

事業者は、本施設より搬出される沈砂、資源化物等を、本組合が本施設より搬出する際の積込み作業を行うこと。

事業者は、本施設より搬出される沈砂、資源物等が関係法令、公害防止条件（第一編 設計・建設編 第2 5）等を満たすことを定期的に確認し、飛散、流出を防止し、適切に保管すること。

## 8 搬出物の性状分析

事業者は、施設より搬出する資源化物の量及び質について分析・管理を行い、要求水準書 第一編 第2 6に示す基準が満たされていることを確認すること。

## 9 運転計画の作成

事業者は、施設の安全と安定稼働の観点から運転計画を作成すること。

運転計画には、年度別の計画処理量に基づく施設の点検、補修等の内容を盛り込み、年間運転計画として毎年度作成すること。

作成した年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成すること。

作成した年間運転計画及び月間運転計画は、本組合の承諾を得た上で実施すること。

事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転計画の実施に変更が生じた場合、本組合と協議の上、計画の変更をすること。

## 10 運転管理マニュアルの作成

事業者は、本施設の運転操作に関して、運転管理上の目安として管理値を設定すると共に、操作手順、方法等を記載した運転管理マニュアルを作成すること。

事業者は、作成した運転管理マニュアルに基づき運転を実施すること。

事業者は、本施設の運転計画や運転状況等に応じて、策定した運転管理マニュアルを随時改善すること。

## 11 運転管理記録の作成

事業者は本施設の運転管理記録として以下のものを作成すること。なお、記録の内容については、本組合の指示に従うこと。

運転データ（処理量・稼働時間 等）

用役データ（電気・水道・燃料・薬品 等）

各種分析値（搬入出廃棄物 等）

運転日誌、日報、月報、年報等（補修の記録を含む）

## 第6 維持管理業務

事業者は、本施設の基本性能を維持し、本組合を構成する市町から発生する廃棄物を安全かつ安定的に処理できるように、維持管理業務を実施すること。業務に際しては、関係法令や公害防止条件、本書及び津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター施設建設・運営事業 提案書等の内容を遵守すること。

### 1 備品・什器・物品・用役の調達

事業者は、経済性を考慮した備品・什器・物品・用役の調達計画を作成し、本組合に提出すること。

### 2 備品・什器・物品・用役の管理

事業者は、調達計画に基づき調達した備品・什器・物品・用役を、常に安全に保管すること。

事業者は、必要の際に支障なく使用できるように適切に管理すること。

### 3 点検・検査計画の作成

事業者は、点検および検査を、施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるように点検・検査計画を策定すること。

事業者は、点検・検査計画については、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書（毎年度のもの、事業期間を通じたもの）を作成し本組合に提出すること

事業者は、点検・検査計画を本組合に提出し承諾を得ること。

事業者は、全ての点検・検査を、本施設の基本性能の維持を考慮し計画すること。原則として、同時に休止を必要とする機器の点検及び予備品、消耗品の交換作業は同時に行うよう計画すること。

### 4 点検・検査の実施

事業者は、点検・検査を、毎年度提出する点検・検査計画に基づいて実施すること。

日常点検で異常が発生された場合や事故が発生した場合等は、事業者は臨時点検を実施すること。

点検・検査に係る記録は適切に管理し、法令等で定められた年数又は本組合との協議による年数保管すること。

点検・検査結果報告書を作成し本組合に提出すること。

### 5 補修・更新計画の作成

事業者は、事業期間を通じた補修・更新計画を作成し、本組合に提出すること。作成した補修・更新計画は、本組合の承諾を得ること。

作成にあたっては、本施設の長寿命化を実現し、ライフサイクルコストの低減を念頭におくこと。

機器の更新については、各機器の耐用年数を十分に考慮すること。

事業期間を通じた補修・更新計画は、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、本組合に提出すること。更新した補修・更新計画については、本組合の承諾を得ること。

点検・検査結果に基づき，設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し，各年度の補修計画を作成し，本組合に提出すること。また，作成した各年度の補修計画は本組合の承諾を得ること。

事業者が計画すべき補修の範囲は，点検・検査結果より，各設備の性能を維持するための部分取替，調整等である。

## 6 補修・更新の実施

事業者は点検・検査結果に基づき，本書 第2 (7)に示す基本性能を維持するために，補修・更新を行うこと。

補修・更新は，機器の耐久度・消耗状況により，事業者の費用と責任において実施すること。ただし，法令改正や不可抗力によるものは，事業者による補修・更新の対象外とする。

補修・更新に際しては，工事施工計画書を本組合に提出し承諾を得ること。

各設備・機器の補修に係る記録は，適切に管理し，法令等で定められた年数又は本組合との協議による年数保管すること。

事業者が行うべき補修の範囲は「表2 補修の範囲(参考)」のとおりである。

表2 補修の範囲(参考)

作業区分		概要	作業内容
補修 工事	予 防 保 全	定期点検整備	定期的に点検・検査又は部分取替を行い，突発故障を未然に防止する。(原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう)。 ・部分的な分解点検検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査 等
		更正修理	設備性能の劣化を回復させる。(原則として設備全体を分解して行う大がかりな修理をいう)。 設備の分解 各部点検 部品の修正又は取替 組付 調整 精度チェック
		予防修理	異常の初期段階に，不具合箇所を早急に処理する。 日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
	事 後 保 全	緊急事故保全(突発修理)	設備が故障して停止したとき，又は性能が著しく劣化した時に早急に復元する。 突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		通常事後保全(事後修理)	経済的側面を考慮して，予知できる故障を発生後に早急に復元する。 故障の修理，調整

表中の業務は，プラント設備，土木・建築設備のいずれにも該当する。

## 7 精密機能検査

事業者は，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について(昭和46年10月25日 環整第45号)」に基づき，3年に1回以上の頻度で，精密機能検査を実施すること。

事業者は，精密機能検査の内容について，精密機能検査計画書を作成し，本組合の承諾を得ること。

事業者は，精密機能検査の内容については，第三者機関に実施させること。

事業者は，精密機能検査の結果を本組合に報告するとともに，精密機能検査の結果を踏まえ，本施設の基本性能の維持のために必要となる点検・検査計画，補修計画，更新計画の見直しを行うこと。

## 8 施設の保全

事業者は、土木・建築設備の主要構造部，一般構造部，意匠及び仕上げ，建築電気設備，建築機械設備等（消防設備，計量器，車両等）の点検を定期的に行い，適切な修理交換等を行うこと。

事業者は，来場者等第三者が立ち入る箇所については，特に，美観や快適性，機能性を損なうことがないように点検，修理，交換等を計画的に行うこと。

施設の保全に係る計画については，調達計画，点検・検査計画，補修計画，更新計画に含めること。

## 9 利用者・見学者の安全確保

事業者は，本施設の利用者・見学者の安全が確保される体制を整備すること。

## 10 長寿命化計画の作成及び実施

事業者は，ストックマネジメントの観点から，「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き（し尿処理施設・汚泥再生処理センター編）」（平成22年3月 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）等に基づき，本業務期間を通じた本施設の長寿命化計画を作成（設計・建設事業者が交付金申請に必要とされる施設保全計画を使用してもよい。）すること。

長寿命化計画は，点検・検査，補修・更新，精密機能検査等の結果に基づき毎年度更新し，その都度，本組合の確認・承諾を得ること。

事業者は，作成した長寿命化計画に基づき，本施設の基本性能を維持するために必要な点検・検査，補修・更新，精密機能検査等を実施すること。

事業者が作成した長寿命化計画は，本組合の指示のもと，専門性を有する第3者機関の照査を受け，必要に応じ内容の見直しを図ること。

## 11 改良保全

事業者は，故障対策として本施設の改造や設計是正による設備の改善を行おうとする場合，改良保全に関する計画を本組合に提案すること。

提案内容に関しては，財産処分を含め，本組合において判断・了承する。

改良保全や新技術の採用により得失が生じる場合，費用は両方で調整する。

## 第7 環境管理業務

事業者は、本施設の基本性能を発揮し、本組合を構成する市町から発生するし尿等の処理を行い、関係法令や公害防止条件、本書及び津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター施設建設・運営事業 提案書等の内容を遵守した環境管理業務を実施すること。

### 1 環境保全基準

事業者は、公害防止条件、環境保全関係法令等の遵守を基本とし、本組合の設定した公害防止条件等を参考に環境保全基準を定めること。

事業者は、運営・維持管理にあたり設定した環境保全基準を遵守すること。

環境保全基準を設定・変更する場合は、本組合と協議すること。

### 2 環境保全計画

事業者は、事業期間中、環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成し、本組合の承諾を得ること。

環境保全計画は、事業特性及び本施設の与条件を十分に考慮し、事業期間を通じた環境保全の方針を明記すること。

事業者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。

事業者は、環境保全基準の遵守状況について本組合に報告すること。

環境保全計画は、環境保全基準の遵守状況や法令改正、社会要請等に応じて適宜改善し、その内容を本組合と協議し承諾を得ること。

### 3 作業環境保全基準

事業者は、労働安全衛生法等を遵守した作業環境保全基準を定めること。

事業者は、運営・維持管理に当たり、作業環境保全基準を遵守すること。

作業環境保全基準を設定・変更する場合は、本組合と協議すること。

### 4 作業環境保全計画

事業者は、事業期間中、作業環境保全基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境保全計画を作成し、本組合の承諾を得ること。

事業者は、作業環境保全計画に基づき、作業環境保全基準の遵守状況を確認すること。

事業者は、作業環境保全基準の遵守状況について本組合に報告すること。

## 第8 情報管理業務

事業者は、本書、関係法令等を遵守し、情報管理業務を実施すること。また、本業務期間を通じて、本施設の基本性能を維持するためには、本施設の稼働状況に合わせて適切な対応を講じる必要があり、その判断材料として本施設の稼働状況等の情報は不可欠である。よって、事業者はこのことを十分に認識し業務を実施すること。

### 1 運転管理記録報告

事業者は、し尿等の種類別搬入量、廃棄物別搬出量、運転データ、用役データ、エネルギー管理等の日報、月報、年報等を記載した運転管理に関する報告書を作成し、本組合に提出すること。

報告書の詳細な内容については本組合と協議の上、決定すること。

運転記録に関するデータを法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。

### 2 点検・検査報告

事業者は、点検・検査計画を記載した点検・検査計画書、点検・検査結果を記載した点検・検査結果報告書を作成し、本組合に提出すること。

報告書の詳細な内容については本組合と協議の上、決定すること。

点検・検査に関するデータを法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。

### 3 補修・更新報告

事業者は、補修計画を記載した補修計画書、補修結果を記載した補修結果報告書を作成し、本組合に提出すること。

報告書の詳細な内容については本組合と協議の上、決定すること。

補修、更新に関するデータを法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。

### 4 環境保全報告

事業者は、環境保全計画に基づき計測した環境保全状況を記載した環境保全報告書を作成し本組合に提出すること。

報告書の詳細な内容については本組合と協議の上、決定すること。

環境保全に関するデータを法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。

### 5 作業環境保全報告

事業者は、作業環境保全計画に基づき計測した作業環境保全状況を記載した作業環境保全報告書を作成し、本組合に提出すること。

報告書の詳細な内容については本組合と協議の上、決定すること。

作業環境管理に関するデータを法令等で定める年数又は本組合との協議による年数保管すること。

## 6 施設情報管理

事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等を事業期間にわたり適切に管理すること。

事業者は、補修、機器更新、改良保全等により、本業務の対象施設に変更が生じた場合、各種マニュアル、図面等を速やかに変更し、本組合の承諾を得ること。

本業務の対象施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法については本組合と協議の上決定すること。

## 7 その他管理記録報告

事業者は、本施設の設備により管理記録可能な項目、又は事業者が自主的に管理記録する項目で、本組合が要望するその他の管理記録について、その管理記録報告書を作成すること。

報告書の詳細な内容については本組合と協議の上、決定すること。

本組合が要望する管理記録について、本組合との協議による年数保管すること。

## 第9 その他関連業務

### 1 啓発業務の補助

事業者は、本組合が行う啓発業務の補助を実施すること。

事業者は、啓発業務の補助の際に、施設の稼働状況及び環境保全状況の説明等を行い、来場者が本施設についての理解を得るように努めること。

来場者の受付は本組合が行うこととする。

啓発業務の補助は、本組合が指示する日程又は日時に実施すること。

### 2 清掃

事業者は、本施設の清掃計画を作成し、施設内を常に清掃し清潔に保つこと。

来場者等の第三者の立ち入る場所について、常に清潔な環境を維持すること。

### 3 防火管理

事業者は消防法等関係法令に基づき、本施設の防火上必要な管理者、組織等の防火管理体制を整備すること。

事業者は、整備した防火管理体制について本組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。

事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合は、本組合と協議の上、施設の改善を行うこと。

特に、薬品ヤード、助燃剤貯留ホッパ等については入念な防火管理を行うこと。

### 4 警備・防犯

事業者は、本施設の施設警備・防犯体制を整備すること。

事業者は、整備した施設警備・防犯体制について本組合に報告すること。なお、体制を変更した場合は速やかに本組合に報告すること。

事業者は、本施設の警備を実施し、第三者の安全を確保すること。

### 5 来場者対応

事業者は、来場者が利用する箇所及び設備等は常に清潔かつ適切に機能するよう管理すること。

事業者は、行政視察者、その他、来場者向けに、ヘルメット、インカム、安全带等の必要な設備を用意すること。ヘルメットは50個、インカム、安全带は各20個を標準とする。また、その他必要な設備について、提案すること。

事業者は、説明用パンフレットの内容について、5年に1回程度改訂を行い、再度発行すること。

### 6 住民対応

近隣対応は本組合が実施するが、事業者は常に適切な管理運営を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得ることに努めること。

本施設の運営に関して、住民等から意見等を得た場合は、速やかに本組合に報告し協議すること。

事業者は協議の結果により、本施設の運営に関して必要な措置を講じること。

#### 7 本組合職員向け研修の実施

事業者は、運営期間中に本組合職員が本施設の運営・維持管理を行うために必要な技術習得を目的とした、各種研修を実施すること。

研修内容については、本組合と協議し決定する。

実施頻度は年1回程度とし、各年の実施要否は本組合が指示する。

#### 8 既存施設解体撤去工事への協力

事業者は、本施設の供用開始後に行われる既存施設の解体撤去工事に際し、既存施設の水槽内容物を新施設で受け入れ、適正に処理を行うこと。